

第54号議案

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和4年11月24日

提出者 文京区教育委員会
教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を改正する条例

第一条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和三十一年九月文京区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び十二月」を削り、「百分の百四十五」の下に「、十二月に支給する場合においては百分の百五十五」を加える。

第二条 文京区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「、三月に支給する場合においては百分の三十、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十五」を「百分の百六十五」に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

（説 明）

期末手当に係る支給月数を改定するため、本案を提出いたします。